

# 障害者の方への主な福祉施策

事業	内容
自動車燃料費の助成	在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 ❖自ら運転：身体障害者手帳4級以上 ❖同居家族が運転：身体障害者手帳3級以上、愛の手帳3度以上、脳性まひ者、進行性筋萎縮症者 助成額：月額3,000円（二輪車1,500円） 所得超過者、施設入所者などは非該当。タクシー料金助成との重複不可。
タクシー料金の助成	在宅の身体障害者手帳3級以上・愛の手帳3度以上の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成 助成額：月額3,000円 所得超過者、施設入所者などは非該当。自動車燃料費助成との重複不可。
自動車運転教習費の助成	身体障害者手帳3級以上・愛の手帳をお持ちの方（内部障害者については4級以上、下肢または体幹に係る障害については5級以上の歩行困難な方）で、適正試験に合格した方が運転免許を取得するときの費用の一部を助成 所得制限あり。
自動車改造費の補助	身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を補助 所得制限あり。
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳4級以上・愛の手帳4度以上の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
特別障害者手当	20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者、施設入所の方などは非該当。
障害児福祉手当	20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者・施設入所の方などは非該当
難病者福祉手当	治療が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病医療費助成制度による医療券を所持している方および店頭てんがんの方
重度心身障害者手当	重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 所得超過者、施設入所の方などは非該当。
相談	障害者就労援助事業 障害者就労支援センターで、コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供
医療	心身障害者医療費の助成 ❖心身障害者手帳1・2級（内部障害は3級を含む）または愛の手帳1・2度 所得制限あり。新規申請時65歳以上の方は対象外。 自立支援医療費（更生医療）支給 ❖18歳以上の身体障害者手帳の所持者 所得に応じて自己負担あり。 自立支援医療費（精神通院）支給 精神疾患により、医療機関に通院する際にかかる医療費の一部を助成 所得に応じて自己負担あり。 難病医療費などの助成 東京都が定める難病などに該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 所得に応じて自己負担あり。 原子爆弾被爆者援護 居住者変更届などの受理

市で行っている障害者の方などへの主な助成制度やサービスについて、案内します。なお、介護保険と重複する場合は介護保険が優先される場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

障害福祉課 保(☎438-4035)

事業	内容
補装具費の支給	身体障害者（児）の障害を補うための補装具費（購入費、修理費）の支給 ❖身体障害者手帳所持者 支給要件あり。自己負担あり。
日常生活用具の給付	在宅の重度の心身障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付 ❖身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度の障害者 支給要件あり。自己負担あり。
住宅設備改善費の給付	在宅の重度の身体障害者（児）で肢体に係る障害がある方（下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上）および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費を一定限度額内で補助（65歳未満一部除外） 支給要件あり。自己負担あり。
介護給付費・訓練等給付費の支給	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童デイサービス、グループホーム・ケアホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給 支給要件あり。自己負担あり。
移動支援利用助成	外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
生活サポート利用助成	日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
日中一時支援利用助成	日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確保するための費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
地域活動支援センター利用助成	地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
手話通訳者派遣	聴覚および言語障害者に対し、健聴者との意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣
要約筆記者派遣	聴覚障害者に対し、健聴者との意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣
重度脳性麻痺者介護	重度脳性麻痺者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付（家族介護） ❖重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級をお持ちの20歳以上の方（利用回数月12回まで）
心身障害者（児）施設緊急一時保護	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養等により介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護（宿泊） 自己負担あり。
巡回入浴サービス	入浴することが困難な住宅の重度心身障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う ❖身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方（月4回） 介護保険対象者を除く。
重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 ❖18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
移送サービス	身体に障害を持つため外出が困難な車いす利用者などに車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う ❖車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 利用条件、運行範囲あり。

## 西東京 vol.8 注目いちばん

### 市指定文化財 「田無ばやし」に助成金



市教育委員会からの推薦により、市の指定文化財「田無ばやし」(第2号)が(財)明治安田クオリティオブライフ文化財団から地域伝統文化助成として60万円の助成金交付が決定しました。

それに伴い、5月23日(金)に明治安田生命保険相互会社武蔵野支店で助成の目録贈呈式が開催されました。社会教育課 保(☎438-4079)

## 振り込め詐欺にご注意!

～振り込め詐欺防止対策～ 危機管理室 保(☎438-4010)

犯人が使用するキーワードです。

電話でこの言葉が出たら振り込め詐欺です。すぐに110番、田無警察署へ

<b>オレオレ詐欺</b> 息子 孫 副業 株 で失敗 会社のお金の使い込み・横領 上司などへ急に返済	<b>還付金詐欺</b> 税務署 社会保険事務所 市役所 税金 年金 医療費 を還付する ATM機のある場所へ	<b>その他の手口</b> 警察 弁護士 夫が 痴漢・盗撮 示談金が必要
---	--	---

騙されないためには?! 電話がかかった最初の1分間が肝心です。

- 慌てない、動揺しない
- 家族にしかわからないことを質問する
- 必ず本人や、関係行政機関に問い合わせる
- 振り込む前に家族に相談する

税金や医療費などの還付金を渡すために、職員が電話で口座番号や預金残高を聞き出したり、金融機関等のATMの操作を求めることは絶対ではありません。常に防犯意識を心掛けて、自分の財産を守りましょう。

